

「産業廃棄物処理施設設置許可に関する手続を定める要領」の運用基準

- 1 要領第2条の規定による「環境部長が別に定める者」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 現に設置している産業廃棄物処理施設を廃止した後、新たに産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号に定めるものを除く。）を設置しようとする者。ただし、産業廃棄物処理施設を設置することにより、次に掲げる産業廃棄物処理業の手続を要する者を除く。
 - ア 変更許可
 - イ 変更確認願を要する変更届出
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）第12条の8第3号イ、ロ及びニからへに掲げる設備の変更をしようとする者。ただし、産業廃棄物処理施設を変更することにより、次に掲げる産業廃棄物処理業の手続を要する者を除く。
 - ア 変更許可
 - イ 変更確認願を要する変更届出
- 2 要領第2条第1項の規定による「環境部長が別に定める者」は、法令改正等に伴って、許可を受けることを余儀なくされた者とする。ただし、当該施設について他の許可に相当する変更を行わない場合に限る。

附 則

- 1 この運用基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基準の運用開始前に環境部長に協議を行っている設置等計画者の基準の運用開始は、平成18年10月1日から行う。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和7年11月21日から施行する。